

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和5年8月2日（水）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館6階 大ホール
- 3 出席者
委員：原田進男、田辺喜代春、竹原正二、天谷菜海、橋本恵美、田原大輔、水口亜樹
事務局：吉村書記長、河野書記長補佐、坂東書記長補佐、児玉書記、長島書記、柘植書記
- 4 欠席者
委員：此下美千雄、坂口奈美、茅田照代
- 5 会長あいさつ（略）
- 6 水産課長あいさつ（略）
- 7 議事録署名委員：天谷菜海、水口亜樹
- 8 議 事
 - (1) 諮問事項
 - ・次期漁業権免許について
 - ・次期漁業権（第五種共同漁業権）遊漁規則の認可について
 - (2) 報告事項
 - ・あゆるアーの進捗について
 - (3) その他
 - ・議事録署名員指名

原田会長：それでは、議事に入る前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、天谷委員と水口委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

・次期漁業権免許について

原田会長：それでは、議事に入ります。

まず、諮問事項の次期漁業権免許についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、次期漁業権免許について説明をさせていただきます。

用いる資料の確認をしたいと思います。

お配りした資料、議事次第がありまして、出席名簿。その次に、右肩に資料1-1と書いたものから、1-2、1-3、資料番号のない適格性等審査資料というのがありまして、1-4までであるというような形で、資料1-1から、主に1-3を使って説明させていただきます。

なお、1-4については、今回説明で引用する法律を参考としてまとめたものになりますので、これは参考につけているということで、使用するのは1-1から1-3を用います。

資料ない方はいますでしょうか。いないようですので始めます。

それでは、資料1-1をまず御覧ください。

漁業権免許の申請期間は7月19日までとなっております。県が作成した全ての漁場計画に対し、期間内に申請がありました。

漁業法で、漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者から申請があったときは、県は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないとされており、今回、県から諮問文が届いております。

それでは、資料1-1の県知事からの諮問を朗読いたします。

福井県内水面漁場管理委員会会長、原田進男様。

福井県知事、杉本達治。

次期漁業権の免許について（諮問）。

令和5年5月30日付け福井県告示第261号で告示した漁場計画について、別添のとおり免許の申請がありました。

つきましては、当該免許の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第70条の規定により諮問します。

この別添のとおりというのが資料1-2になります。

では、次ページの資料1-2を御覧ください。

これホッチキス留め2枚になっていますけれども、こちらが申請者の一覧になります。1枚目のA3用紙が共同漁業権、2枚目のA4の用紙が区画漁業権となります。

次に、資料1-3を御覧ください。横書きのA4のものになります。

免許に関する適格性についてというタイトルの資料になります。これに基づいて説明いたします。

この資料の丸の1つ目、免許をしない場合に該当しないかを検討、拒否要件というところがあります。この漁業法71条の規定で、下にあります1から4のいずれかに該当する場合は拒否することとなっています。この2から4については、県で事前に確認しています。

2については、公示した内水面漁場計画の内容と異なる申請があったときということですが、こちらについては、全ての申請内容は告示した漁場計画のとおりで問題ありませんでした。

3については、資料1-2、先ほどの申請者一覧表を見ていただくと、特定の漁協に一極集中することなく免許の申請がなされているということで、不当に集中していないということで該当しないと判断しています。

次に、4、免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合は同意が要するというふうになっていますけれども、こちらについては、内水面では国有林を通る河川を漁業権に持つ漁協が該当するのですが、福井森林管理署へ同意申請し、その同意の書類はまだ手元には届いていませんが、手続き中で、内諾を得られているという状況になります。

今説明した内容につきましては、1枚めくっていただいた、資料の番号は、付いていませんが、適格性等審査資料という資料の表の右から2列目、右から2つ目の四角の枠の免許の拒否要件というところで、1、2、3、4というところに横バーを引いていますが、特に2、3、4については拒否要件には該当しないということで県のほうで事前に確認しております。

それでは、先ほどの資料1-3の、1つ残りました1番、申請者に適格性がないうときという項目があり、こちらが本委員会で特に検討していただく項目になります。

適格性とは何だということですが、この適格性については、漁業の種類に応じて要件が定められています。共同漁業権、区画漁業権に分けて説明させていただきます。

まず、共同漁業権の適格性について説明いたします。

資料1-3の①のところになります。

適格性の要件は2つあり、1つ目が、申請者が関係地区の全部または一部をその地区内に含む漁業協同組合または漁業協同組合連合会であること。2つ目は、

組合員のうち関係地区内に住所を有し、当該河川において1年に30日以上水産動植物の採捕または養殖をする者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に30日以上水産動植物の採捕または養殖をする者の属する世帯数の3分の2以上であること。この2つが共同漁業権の要件になっています。該当する共同漁業権は、公示番号の内共第1号から21号まで、計17件あります。

先ほどもう1枚めくったところのもう1枚というか、番号書いていない適格性等審査資料というのを併せて御覧になっていただくと、ここの表のど真ん中のところに少し太枠で囲んでいるところが適格性の項目です。この1番、2番となっているのが先ほどの1と2に該当しています。1番については、全て関係地区内を、関係地区の全部または一部をその地区内に含む漁協であるということで、全ての申請者が適格性の要件に該当をしております。

2つ目については、各申請書類に添付した書面を基に確認をしています。この丸印の右側に分数が書かれていますが、この表中の数字の分母が、関係地区内に住所を有し1年に30日以上水産動植物の採捕または養殖をする者の属する世帯数で、分子が、そのうち組合員である者の属する世帯数となり、こちらもこの表のとおりで、3分の2以上であるということで丸、該当というマークをつけております。

参考になりますが、右に※印の特別決議という欄があります。こちらは漁業権の得喪、漁業権を得るということについては水産業協同組合法に基づく特別決議事項に該当するため、全ての申請について、総会議事録により特別決議を経たということを確認しております。

特別決議というのは、正組合員の2分の1以上が出席して、まず会が成立して、その中で3分の2以上が賛成することが必要ということになります。一番上を例に取りますと、231人正組合員がいて、231人出席して、賛成者は230分の230ということで全員賛成。これ1人減っているのは、議長は議決権を持たないので、1名減るような形で全員賛成というようなことで、特別決議の手続も得られているというような形になります。

これで共同漁業権の資料の説明を終わります。

続いて、区画漁業権の適格性について説明いたします。

資料1-3の裏面を御覧ください。

区画漁業権には、内区第1号の個別漁業権と内区第11号の団体漁業権があります。この個別漁業権というのは、内区1号については、漁協が自営で行うということで個別漁業権ということで設定しております。一方、内区第11号の団体漁業権というのは、組合に免許して組合員が使うということで団体漁業権ということで整理させていただいています。

この2つ、個別漁業権か団体漁業権かによって、また適格性の要件が異なります。まず個別漁業権の適格性について御説明いたします。②の内区第1号というところになります。

適格性の要件はこの1から4までの4つありますが、法令を遵守することや暴力団員等でないということが要件になっています。

また、先ほども少し言いましたが、内区第1号は漁協自営であるため、漁協自営の資格要件というのも参考に記載しております。こちらも4つ要件がありまして、この記載のと通りの要件があります。

先ほどと同じように、適格性等審査資料のほうも併せて見ていただきたいですが、こちら裏面になります。適格性等審査資料の裏面の左に「区画漁業権」と書いている資料になります。

上の行が個別漁業権、2行目が団体漁業権になっております。両方とも申請者は鳥浜漁協になります。

まず、個別漁業権の適格性については、第72条第1項の1から4の横バーのところですが、法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であることには該当しないというので横バーとなります。あとは暴力団員等に関する者でないということで、2、3、4も横バーということで示しています。

今、適格性の資格の検討をしましたが、それ以外の右側については、免許の拒否要件について、これも先ほどの共同漁業権の審査要件と同じ1、2、3になりますので、該当しないということになっております。特別決議を経ていること、漁協の自営資格要件を満たしているということも併せて確認しております。

次に、団体漁業権については、こちらは共同漁業権と同じで、先ほどの2つの要件があるということで、1つ目の関係地区の全部または一部をその地区に含む漁業協同組合であることということで、こちら鳥浜漁協は該当するというので丸印をしております。

2つ目の組合員のうち関係地区内に住所を有しというのについても、関係地区内に住所を有し1年に30日以上水産動植物の採捕または養殖をする者の世帯数の3分の2以上であることについても、22世帯分の22世帯ということで、3分の2以上であることを確認しております。

以上より、今回申請のあった共同漁業権17件、区画漁業権2件につきましては、全て申請期間内に申請があり、適格性を有していると判断されます。免許しない場合の4項目全てが該当しないと考えられますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

原田会長：ただいま事務局から説明ございました次期漁業権の免許について、何か御質問はございますか。何もございませんか。

御意見が無いようですと、これで9月1日以降の次期漁業権、共同漁業権17件、区画漁業権2件について免許をすることが適当であると県のほうに答申することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

原田会長：では、全員賛成でございます。

・次期漁業権（第五種共同漁業権）遊漁規則の認可について

原田会長：それでは、諮問事項の2つ目の次期漁業権の第五種共同漁業権遊漁規則の認可について、事務局から説明をお願いします。

事務局：次期漁業権が免許されると同時に、行使規則と遊漁規則というものを定める必要があります。行使規則、遊漁規則ともに県が認可しますが、遊漁規則については内水面漁場管理委員会の意見を聴くということになっておりますので、今回、諮問を行います。

資料については、今回も沢山ありますが、資料2-1の諮問文、2-2のこれが申請のあった規則の一覧表、2-3の認可について、2-4がA3のホチキス留め、そこに別紙1、別紙1-1のホチキス留め、別紙1-2となっています。資料No.2のほうというのは、先ほどと同じで、引用する法律等を参考につけております。主に資料の2-1から2-4を使って説明いたします。

まず資料2-1を御覧ください。

本件も福井県知事より諮問が来ていますので、朗読いたします。

福井県内水面漁場管理委員会会長、原田進男様。

福井県知事、杉本達治。

次期漁業権（第五種共同漁業権）遊漁規則の認可について（諮問）。

令和5年9月1日付けで免許される第五種共同漁業権について、別添のとおり遊漁規則の認可申請がありました。

つきましては、当該認可の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。

この別添については、資料2-2で一覧表にまとめております。公示番号のところは共同漁業権の番号、「免許漁協」と書いていますが、申請のあった漁協を漁業権の対象魚種を参考に載せております。規則についても、共同漁業権と同じく21件出てきているというような形に、共同漁業権を使用する21漁協、21件分出てきております。

それでは次、資料2-3、横書きのものを御覧ください。「遊漁規則の認可について」というタイトルの資料になります。

遊漁規則の認可については、これまでも御説明してきているところですが、下線を引いている①、②というところが認可の要件で、御審議いただく箇所になります。まず①は遊漁を不当に制限するものでないこと、②が遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に比して妥当なものであること、この2点を確認することになります。

今回の審査については、下に丸四角で囲んでいますけれども、現行の遊漁規則と同じ内容の部分については、過去に審査済みで、既に認可要件を満たす内容であることから、今回は判定不要と考えており、説明は省略します。

変更箇所については、水産庁の指導により修正を依頼した部分もありまして、そちらについては判定が不要と考えております。ただ、2番の遊漁料の額が妥当であるかというところについても、今回、遊漁料の額の変更を行う申請はないことから、今回、遊漁規則で変更を加えた部分が①の遊漁を不当に制限するものではないかということ、A、B、C、Dの4つの基準に基づいて不当か不当ではないかを審議していただくことになります。

それでは、説明をしていきます。

資料2-4と書かれた表になります。

これが遊漁規則の内容変更概要になりますが、21件の遊漁規則が出てきて、細かいことから色々変更があります。先ほど言ったとおり、額の変更はないということ、水産庁の指導の変更とかがあるというようなものも含まれます。

この表ですけれども、公示番号の小さい数字から順に上から並んでおりまして、申請者、漁協名別に遊漁規則の変更箇所をまとめています。

この2枚目を御覧頂くと、今回色々な変更箇所がありますが、この変更箇所を大きく分けると下の四角で囲みました10項目に振り分けられます。この10項目に①から⑩番まで番号をつけて、どのような変更なのかということをもとめています。

1枚目に戻って頂き、遊漁規則の項目、次に変更箇所というところがありますが、この変更箇所の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦と書いていますのは、その10項目のうちのどれに該当するかということを示しております。この変更箇所に対応する変更理由が、右側の変更理由に記載されています。

ということで、この1つ目、整理番号1の内共第1号、九頭竜川中部漁協の遊漁規則の変更をこの表の例として説明していきたいと思っております。

まず、変更箇所の①のオンラインシステム導入のため、記載変更とあります。この右に行くと、その理由として水産庁の指導と変更理由に書いております。これは全国的に、フィッシュパスなどオンラインシステムによる遊漁券の購入が普及したことにより、国のほうで一律に遊漁規則の記載例が示され、それを参考に各漁協で遊漁規則に落とし込んだということになります。

続いて、②、③、⑤、⑥の内容については、遊漁承認証取扱店や公表方法、遊漁料の優遇措置、遊漁承認証の記載事項を変更するというようなことになっております。こちらは、右に書いていますとおり、実態に合わせるために変更をしているということで、さらに一番右の備考の欄に細かい説明を加えています。

一つ抜粋しますが、例えば⑤の遊漁料の優遇措置については、備考のところに優遇措置の変更内容を記載しています。従来は、身体障害者の優遇措置が全ての魚種の日券、年券で半額、2分の1としていましたが、実態としてあゆの日券しかなかったということで変更をするということ。また、女性についても、年券に限り全ての魚種で2分の1としていたものを、女性も一般の遊漁者とはほぼ変わらず釣獲できているという実態から、あゆの年券に限り2分の1とするに変更しています。ただし、大元の遊漁料自体に変更はございません。

次に、変更箇所の④現場徴収金の変更については、変更理由のところが別紙参照と書いていますが、これは後ほど別紙にて詳しく説明させていただきます。

そのほかにも、九頭竜川中部漁協にはありませんが、⑧遊漁承認証と漁場監視員証の記載内容の明文化、⑨遊漁期間の変更、⑩うなぎの夜釣り禁止の4項目については、後ほど別紙で変更理由を詳しく説明します。

今、九頭竜中部漁協の事例で表の見方について簡単に説明させていただきましたが、今回申請のありました21件の遊漁規則につきまして、同様の仕分方で表にまとめております。

この表の右から2列目の太枠になっている認可要件という部分ですけれども、横バーがついているところが多くあります。これは今回の変更内容が、先ほどの最初の資料2-3で説明した認可要件のAからDで判断を必要としない、当てはまらない変更内容であったということを示しています。逆に数字が記載してある部分については、遊漁を不当に制限するものでないかを審議にかける必要がある項目ということになります。

今説明させていただいた内容を踏まえて、抜粋して、この表及び別紙資料で遊漁規則の変更内容の説明を続けていきたいと思っております。

整理番号の3番、大野市漁協の変更箇所の⑦魚種の変更とありますが、こちらについては、漁業権対象魚種として、現行の漁業権免許ではあまごが残っていますが、今回の漁業権からあまごを削除をするということになりまして、遊漁規則のほうからもあまごを削除することとなっております。

同じく整理番号6番、足羽川漁協の⑦魚種の変更については、こちらも同じでにじますが含まれておりましたが、今回の免許切替えを機に、在来個体群保護の観点から漁業権対象魚種からにじますを外すということで、あまごと同様に、今回から遊漁規則からにじますを削除するということとなっております。

次に、整理番号10、耳河川漁協の⑤遊漁料の優遇措置の変更について。こちらについては、変更理由のところが高齢者も一般遊漁者と差がなく採捕をしているためとありますが、70歳以上の高齢者にも女性や身体障害者と同様の優遇措置を設けていたのですが、遊漁者の割合としても高く、一般遊漁者と変わりなく釣獲されているという実態から、今回の申請から優遇措置の対象から外すということとなっております。こちらも九頭竜中部漁協同様に、大元の遊漁料の金額に変更はありません。

続いて、先ほど別紙で説明すると言いました現場徴収金の変更について説明をしたいと思います。

別紙1の遊漁規則変更内容の詳細というA4横書きの表を御覧ください。

ここに別紙で説明するとした4つの項目について、別に記載しております。

まず、この表の一番上に現場徴収金の変更という行があります。該当する漁協は一番右になりまして、九頭竜川中部漁協と足羽川漁協になります。

変更内容としては、現地で漁場を監視員から遊漁券を購入する際に、遊漁券とは別に支払う現場徴収金の額を現行の1,000円から3,000円に値上げするというものです。

その理由として、漁場監視員である組合員の高齢化や減少に伴い活動の負担が増加したことと、フィッシュパスなどオンラインシステムやコンビニでの遊漁券の取扱いの拡充から、24時間遊漁券を購入できる環境が整ったことから、現場で遊漁券を所持していない遊漁者は監視員に会わなければ購入しなくて済むのではないかというような方、所謂密猟者である可能性が高いことから、その対策として現場での購入を減らし、なるべく事前購入を促していきたいという趣旨の変更になります。

この額について、1,000円を3,000円にすることがどうなのかということで、この現場徴収金について、次の別紙1-1という表で県内の漁協との比較、県外の漁協との比較をしております。別紙1-1を御覧ください。

この(1)が県内の漁協との比較になります。県内の漁協との比較では、変更後の金額3,000円というのは最高額になりますが、(2)県外の漁協との比較ということで、今回の足羽川漁協と九頭竜中部の日券、年券と魚種別の年券、日券と現場徴収金の額をまず書いています。その右側に白山手取川漁協であったり、次のページには富山漁協であったり相模川漁連であったり、ほかの他府県の同程度の遊漁料を設定している漁協との表を並べております。他府県の同程度の遊漁料を設定している漁協では現場徴収金は600円から3,000円の範囲で設定しており、今回の金額の設定は著しく高い設定ではなく妥当と考えられます。

それでは、また別紙1にお戻りください。

次に、⑧遊漁承認証と漁場監視員証の記載内容の明文化ということについて説明いたします。こちらに該当する漁協は、奥越漁協、耳河川漁協、南西郷、美浜町、海山漁協の5つの漁協になります。

こちらについては、また別紙1-2ということで別の紙に書いております。別紙1-2を御覧ください。

水産庁の指導によるということを書いています。これまで遊漁承認証と漁場監視員証については、遊漁規則の中に様式として図示されておりました。こういう遊漁券を出しますというような形で様式としてかかり決まったものを遊漁規則に示しておりましたが、この資料のように、オンラインシステムにも対応できるように、様式を示すのではなくて、様式に記載する項目を規定するというようなものも問題ありませんということで、遊漁規則例のほうで水産庁から示されたということになります。

こちらについては従来通り、遊漁承認証とか漁場監視員証を図示する方法でも問題はありますが、先ほど説明したような記載内容を書くということも可能だということで、必ずしも変更が必要ではない項目になりますが、今回、5つの漁協がこの項目を規定する方法に変更をされております。

次、また別紙1にお戻りください。

これからは、⑨遊漁期間の変更、⑩うなぎの夜釣り禁止について説明いたしますが、こちらが遊漁を不当に制限するものではないかというところを審議していただく該当項目に当たります。

まず、遊漁期間の変更について、該当する漁協は耳河川漁協になります。

こちら、あゆの遊漁期間を10月31日までから9月30日に短縮する変更内容となっております。変更内容の詳細という、この別紙1の欄に書いているところになります。こちらについては右側の備考に書いてありますが、5年ほど遊漁者をお願いをしており、現場において十分に周知期間を設けたということと、行使規則でも同様に漁業の期間を短縮しているということです。

次に、⑩うなぎの夜釣り禁止について、こちら該当する漁協は南西郷漁協、美浜町漁協、海山漁協、鳥浜漁協の4つの漁協になります。

このうなぎの夜釣り禁止についてなんですけれども、こちらは、県が漁場計画を作成する前の3月に「内水面漁場計画」に関する意見募集ということで、広く利害関係者から意見を聴取した手続がありました。その手続の際に提出された意見がきっかけとなったものになります。その際に提出された意見は1件ありまして、公示番号第18号、20号、21号、これ三方五湖になりますけれども、「その漁場において、全面的な夜間の遊漁制限よりも、夜釣りをされると困る魚種とそうでない魚種でルールを別に設けるよう弾力的な遊漁規則とし、夜間の密漁の防止に関しては遊漁者の目があることで抑止効果も期待されるため、漁業者

と遊漁者が協力できる体制をつくるのが大切だと考えます。」という内容でした。

これに対して県は、提出された意見を遊漁規則の作成の際に検討するように免許申請予定者と共有し、協議していただいた結果となっております。南西郷漁協、美浜町漁協、海山漁協の3漁協については、これまで全ての魚種について夜釣りを禁止していました。それを、本当に重要な夜釣り禁止したいというのは三方五湖の最重要魚種であるうなぎだということで、うなぎに限定して夜釣りを禁止するという内容に緩和するものでございます。また、鳥浜漁協では、夜釣りは禁止されていませんでしたが、漁場が隣接するということで、制限内容を隣接漁協で統一するように、三方五湖の重要魚種であるうなぎについて夜釣りを禁止するという内容に変更することとなっております。

うなぎ漁業については、この関係する漁協の組合員にも特定の資格を有する組合員のみ認め、一般組合員には制限しているということと行使規則ではなっております。

以上より、今回申請のありました21件の遊漁規則につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

原田会長：ただいま事務局から説明がありました、この件につきまして御質問をお受けいたします。

田原委員：1番の中部漁協の変更箇所の⑦番、この項目が何を意味しているのかがよく分からないのですが、どういうことですかね。遊漁者に何を求めて、それをどうやって漁場づくりにつなげていくという。

原田会長：しばらくお待ちください。

事務局：遊漁規則には、遊漁に際し守るべき事項という条文があり、通常そこに、「遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。」であったり、「遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。」「遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。」「漁場区域内における河床を攪拌してはならない。」というのが遊漁規則の例にも示されていて、多くの漁協でこれがかかれていています。これに加えて、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする、遊漁によってどれぐらい釣れているかというのを遊漁者に求めるということを規定している項目になります。

さくらますやあゆについてもどれくらい採捕したのかというのを、調査に協力してほしいというようなことを遊漁規則の中に入れていくということになります。

田原委員：それはあえて書かなきゃならないという、何かここだけ突出してぼっと出てきたような感じを受けます。

事務局：すみません。今、遊漁規則例にこの項目があるかどうか、ちょっと確認してみます。

事務局：田原先生、漁協は基本的に漁業権行使状況調査とかというのをやっていますね。実際どれぐらい漁業権対象種が漁獲されているとか、漁業権がどこで行使されているかというのを報告していただく。そのときに遊漁者の漁獲状況というデータ、基本的になかなか集まらないというのがあって、そういったところをこの中で規定して担保したいというふうな漁協の思いで記載されていると思います。

田原委員：資料というか数値は集めやすくしたいという、そういう狙い。

事務局：ええ。漁協としても特にさくりますなんて毎年気になるところで、どれぐらい釣れているのかなというのは、越前フィッシングセンターとかあいつたところから情報をもらってはいますが、現場からでも情報がもらえればさらに正確な情報が得られるのではないかという思いがあると思います。

それから、遊漁規則については、規則例で書いてなければ必ずしも書きちゃいけないのかということではなく、組合のほうが書きたいというものは書き込んでいいというのが原則で、それが要するにこの場で適正かどうかと、書きぶりとか。さっき言いましたように、遊漁者を不当に制限していないかどうかというふうな意見をいただいた上で、ないということであれば、漁業権行使上、組合が必要だというものについては書き込んでいくというような形になるのかなと思います。

事務局：ありがとうございます。

遊漁規則例今ちょっと確認できまして、遊漁規則例にこの項目が示されていませんでした。そのとおりに変更したというところと、そこはわざわざ明記していないところがあるという形です。独自に入れたというよりは、規則例にあるものをいろいろと書き込んだという形になります。

田原委員：分かりました。

原田会長：それでは、事務局の説明が終わりましたので、この第五種共同漁業権遊漁規則の認可について何か御質問ございませんか。

田原委員：もう1点いいですか。耳河川のあゆの産卵親魚の保護ということですけど、保護は、これすごくいいと思いますが、遊漁者の立場からすると漁期が1か月も短くなるわけですね。確かに5年ほど周知したということですけど、「9月30日まで短縮する根拠はどこにあるんですか」と問われたときにどういうふうに返答するのかなとか。5年周知したからもういいですよというふうに通ることはないと思います。何かしらの根拠があって1か月間早くするという説明が、多分、遊漁者に対しての説明が必要じゃないかなと思うんですけど、何かそのあた

りの根拠というか、5年周知したから行きますよというふうにもちょっと取れる気がします。資源保護にはもちろん良いと思いますが、遊漁者の立場から「何で」と言われたときに「5年周知したから」と行くのかなという。

事務局：耳川では下流域で遊漁者が一番多くて、その下流域は10月1日から産卵のため禁漁ということをお願いをしていたというのがあります。そのことがあって、10月1日以降の遊漁者は実態としてほとんどいないというような状況にあります。そのため10月1日からは友鮎の販売もできなくなり事務所も閉鎖させるというようなこともあり、9月30日までにしたという事です。かなり前から遊漁者に周知し、理解を得ているというようなことを漁協から聞き取っています。

田原委員：特にそうした遊漁者からは……。

事務局：産卵親魚の保護ということで期間を短くしたいということです。

原田会長：それは禁漁区があるからではないですか。このために禁漁区というものを作って。産卵場をつくるために産卵場を禁漁区域にしていたとかって。

田原委員：これって全川ですよ、たしか耳は。下流とかの産卵場だけの特定区域じゃなくて全川を対象にしている。

原田会長：まあ1日からあかんということや。

田原委員：僕、個人的にはいいと思います。ですが、遊漁者から聞かれたときにどうやって理解が得られているのかと思います。

事務局：通常の漁場の区域が河口域に集中している、上流のほうではあゆの釣りがされていないという現状もあった上で産卵場を守ろうと思うと、産卵が始まる10月1日から禁漁にしたほうがより効果的だということじゃないかなと思います。

原田会長：禁漁区域ってあるやろう。

事務局：禁漁区は全川だったと思います、たしか。10月1日から。

原田会長：漁場全部を禁漁にしているかどうかというのはちょっと中見てみないと分からない、耳河川の場合は。

田原委員：組合員もできないという状況にすると。

事務局：ということですね。確か耳は結構、10月1日から全面に……。

事務局：前々年もあゆの採捕は9月30日で切り上げるということになるわけです。

原田会長：産卵場だけでなく、全部がもう禁止ということなんや。

事務局：行使期間というか試行期間を設けています。遊漁も漁業もそれを守ってみて、今一番いい方法だということであるならば、この遊漁規則、行使規則で統一して禁止するということは不当な差別にはならないです。

原田会長：ならない。

事務局：やり方としてはいいと思います。規則で変える分については、手続は必要ですけど、期間中であってももし不都合が生じれば変えることはできますので、今までやってきた流れで今回決めるというのは、流れとしては悪くないというか、手

続的には突発的なものではなくということなので、オーケーなんじゃないかなというふうには思います。

原田会長：問題は組合員の人納得するか。

事務局：今までやってきた中で苦情が出てこなかったと、遊漁者からも漁業者からも出てこなかったというのは当然確認した上で、今回きちっと書き落としましょうということなのであれば問題はないというふうに思っています。

事務局：今のおりで、行使規則でも決められているということと、行使規則も総会の特別決議になっていますので、組合の総意として出てきているということです。

原田会長：ほかにありませんか。

天谷委員：すみません。ちょっと的外れなことを言うのかもしれませんが、この遊漁規則の中に外来魚、特にコクチバスのリリース禁止のようなことを入れるというのはそもそもできないですか。

事務局：お答えします。

遊漁規則というのは漁業権の対象魚種について規則を定めるということになるのと、その漁場を管轄する漁協が遊漁規則をつくるのでそこにしか関係しないということになります。前回、夢田委員から検討を進めるようにということで委員会でも進めていこうという話になりましたが、委員会指示というので対応していくのが良いのではないかとということで、今事務局で考えているところになります。

天谷委員：そうすると、漁業権魚種を守るために、あるいは増殖にも関わるとは思いますけれども、バスを必ず、釣った場合はリリースせずに、回収方法というのは各漁協が決めないといけないと思いますが、そういうのを委員会指示で盛り込むということは可能ですか。

事務局：委員会指示は、かけ方にもよりますが、全ての公共用水面に対して指示を出すことができるので、漁場にかかわらず出すことはできます。

ただ、どここのダムについてというような限定した出し方もできますが、キャッチ・アンド・リリース禁止については、釣った後は食べてくださいとか、回収箱に入れてくださいとか、そういった事例が多いです。ただその場合、その回収箱とかそういった措置はどうやっていくのが良いかというのを他県の事例とか収集していく状況です、今は。

天谷委員：進めている最中ということですね。

事務局：そうです。この漁業権の説明の後にあゆ釣りにかかるルアー使用についての進捗を報告する予定ですが、コクチバスの委員会指示についても進めていきたいと思っています。

天谷委員：ぜひお願いします。期待していればいいですね。はい、分かりました。

原田会長：ほかにありませんか。

橋本委員：先ほどの漁業権対象魚種というお話が出たと思います。私は、一般のスポーツフィッシング技術者の立場としていつも思うのですが、この中にやまめとしか書いてないですね。さくらますに関しては、先ほど現場徴収金でほかの漁協さんたちがどういう金額を出しているかというようなところで、「(さくらますを含む)」と書いている漁協さんが多いと思うのですが、福井県に関しては「やまめ(さくらます)」といった形で明示的な形で魚種指定をしないのでしょうかというところでは。

なぜかというところ、ある程度コアなスポーツフィッシングのユーザーは、やまめの降海型がさくらますだということは周知の事実ですけれども、やはり一般の人であれば「さくらますは知っているよ。有名だよ」と。ただ、あれはやまめが大きくなったのと知らなかったという人が結構います。なので、さくらますを釣っていて、でも漁業権のやつを見たらさくらますって書いてないよねということだと、ある程度、逃げ道みたいなことができるのではないかなと思うので、ほかの漁協さんたちが「(さくらますを含む)」を入れていらっしゃるのでぜひ入れたほうがよろしいのではないかなと常々思っております。その点はどのような切り分けや指示、状況や確認をしてらっしゃるのかなというところがいつも気になっていたもので、ちょうど漁業対象魚種の話が出ましたので、確認をちょっとしたかったのですが。

天谷委員：中部漁協はさくらますの券がありますよね。

事務局：あります。けど、結局「やまめ(さくらます)」で、作った当初のときは基本やまめで、「(さくらます)」か、何かだったような。

天谷委員：ここ最近作ったと思いますが、値段をちょっと上げて。

事務局：さくらます単独の名称ですか。

天谷委員：はい。

竹原委員：さくらますの券は、本川で釣るやつはさくらますと、支川では一応雑魚という形でやまめを釣るという形です。

天谷委員：値段も上げていますよね。値段も変えたでしょう。

事務局：別々にしています。6,000円から、さくらます。

事務局：さくらます券は高いですね。雑魚券とは別に作ってまして、値段をちょっと高くしています。

竹原委員：やまめ、溪流というか支川で釣る場合は一応雑魚券としてやまめ。それはさくらますの券よりは安いですが、年券でいくと8,000円、6,000円になるのか。そういう差がある。2年、3年前は6,000円と6,000円やった。さくらますの遊漁券を2,000円アップしてさくらます券として出そうという形で8,000円にして。

原田会長：それは最近。

竹原委員：2年か3年ほど前。

原田会長：そうすると、雑魚券だけで売っていたのですか？

竹原委員：初めは雑魚だけです。それがさくらます券となり、さくらます券が6,000円でしたが、一応さくらますは8,000円と2,000円値上げしたと。その値上げも3年も4年もかかって初めて値上げが認められたという形です。

事務局：現状をお伝えしますと、やまめで統一されています。だから今さくらます券と言われているやつも、基本的にはやまめ券です。

たしか最初にさくらます券というのを特化させたいというときには、さくらますという名称を使いたいということでしたが、単独で使うと遊漁規則との整合性が取れないので、そのどこかに（やまめ）だったか、やまめ（さくらますだったか、何かそういう使い方をして頂いたと思います。基本的にはやまめで今統一されているというのが現状です。

橋本委員が言われているように、ほかの人にも分かって頂くためにさくらますという名称をかぶせてもいいのではないかというのは、ごもっともな意見かとは思いますが。

事務局：ただ、共有免許なので、ちょっと難しいです。

事務局：ああ、そうか。含むみたいな感じならいいけど、そこを記載するのはちょっと議論が必要なのかなと思うのと。

今、漁場計画はもう告示した状況なので、そこで魚種はやまめという形で出していますので、今からこの手続きの流れを変更するというのはちょっと難しいと思います。今回の漁業権の期間については、九頭竜中部さんがやられているような遊漁証のところでの記載でさくらますという名称を使うというふうな形で対応せざるを得ないというのが現状です。またその辺は社会情勢等、御意見も踏まえながら次期免許のときに反映させられるように検討していきたいということで御了解いただければと思います。

原田会長：橋本委員、よろしいでしょうか。

橋本委員：はい。ありがとうございます。

原田会長：ほかにありませんか。

いろいろな御意見が出ましたが、これで質疑を打ち切ります。

9月1日以降の次期漁業権（第五種共同漁業権）に伴う遊漁規則の認可申請について、21件について認可することは適当であると県のほうに答申して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：ありがとうございます。

それでは、次に参ります。

・あゆるア어의進捗について

原田会長：次に、報告事項に移りたいと思います。

あゆるア어의進捗について、事務局から説明をお願いします。

事務局：あゆるア어を使用したあゆ釣りについて、進捗状況について報告します。

資料は3-1、3-2、3-3ですけれども、3-1を使って説明いたします。

前回、3月の委員会であゆるア어について、まず漁協の中で統一見解として、ルア어はよいのか、延べ竿につけているルア어はよいのか、リールは駄目なのかというところを整理していただいた上で、遊漁規則の書き方について、遊漁者や監視員など、現場が混乱しないような、趣旨がきちっと伝わるような書き方にしていきたいということで説明させていただいた経緯があります。

今後のスケジュールのところを御覧ください。

5月30日というところがありますが、こちら漁業権の申請手続説明会ということで各漁協に集まっていた説明会がありました。その際に、あゆるア어의使用に関する認識を漁協内で統一するように漁協に依頼しています。

そのときに配付したのが資料3-3になります。

ちょっと口頭の依頼に加えた資料になりますので、あゆるア어의ことを細かく記載しているわけではないですが、今こういう規則になっていて、あゆるア어について、友釣りの中におとりルア어가含まれるのかとか、中部ではリールは使用禁止という記載だが、ほかのところではリールはいいのかを、竹田川漁協では、竿釣の中にルア어と入れたところですが、このリールはどうなのかとか、そういったのが非常に分かりにくい状況にあります。今の事務局というか県の見解として、竿釣としか書いていなければ全て含まれますと言ってしまうのも、その時点では現場が混乱するということで、まずは現場として意思統一を図った上でそれをどういうふう書いていくか考えていきたいということで、各漁協にも統一するように依頼をしているところです。

それで、漁協も総会等で人が集まったときにこういう意見を統一するのに色々な意見を聞いているというような状況です。9月以降に水産課から漁協別に、状況把握のためにアンケートを取る予定をしております。それでどこの漁協がどういった、それとか想定していなかったような事例もあるかもしれないですけども、そういったのを集めた上で遊漁規則の書き方について検討していきたいと思っています。

10月からとかして、11月から変更認可申請みたいに書いていますけれども、委員会にも相談しながら、書き方については遊漁者の混乱がないようにしたいと思っています。遊漁規則は各組合の創意工夫で書き方は絶対これだという決

まった形はないですけれども、そこは混乱しないような幾つかの例示をしていき
たいと思っております。できれば来年の、漁協の中で意思統一が図られていると
いうのが前提ですけれども、できる限り、来年のあゆの漁期前までに変更認可が
行えるようなスケジュールで進めていきたいと考えております。

以上、御報告です。

原田会長：ちょっとこの間の委員会で竹田川のルアーは許可したような。

事務局：竹田川については、ルアーということで前回の委員会で認可しております。そ
れは遊漁を不当に制限するものではないということで認可しました。そのときは
申請に、この資料3-3の、1枚めくった一番下ですけれども、竿釣（友釣、毛
針釣、空かけづり、ルアー）と書きましたが、このルアーという記載で認可しま
したが、特段ルアーと書かなくても使用できるのではないかというような意見も
ありました。現在、友釣りでもおとりルアーの使用を認めていることがありまし
たので、ここでのルアーというのは遊漁者に分かりやすいように認めたというこ
とで明示した一つの例で、竹田川漁協では今ルアーは使用できるということを示
しています。

ただ、先ほども言いましたように、この時に書かなくてもできるのではないか
というような話がありまして、特に溪流魚のやまめとかにもわざわざルアーとか
書いていないけど認められているという状況にあります。遊漁規則では、もとも
と制限をかけようとするときに規則を作り、制限する内容について書くというこ
となので、そういうふうにして括弧書きのところは括弧だけ認めるということな
のでこれも制限ではありますが。例えば奥越漁協の竿釣が、これはルアーもリール
も全て含まれているというのが今の時点でなかなか県として漁協の意見も聞か
ずに見解をすることができないだろうということで整理した上で、そのときに竹
田川漁協さんに認可する際にも、今後、書き方は他の漁協と併せて遊漁者に伝わ
るような書き方にしていきたいので、その際はまた書き方を変更してもらうこと
もありますということは伝えてあります。

原田会長：事務局の報告事項について何か御質問ありませんか。

田原委員：実際に竹田川では運用されている状況ですか。

事務局：はい。

田原委員：ルアー釣りの遊漁者が来ているとか何かそんな話ってありませんか、実際に。

事務局：今年、去年もおととしもルアー釣り教室をしています。一般の方に敷居の高い
あゆ釣りじゃなくてルアー釣りを対象として。あと、竹田川はすぐ溪流になるので、溪流魚を楽しんだり、同じタックルであゆ釣りにも挑戦してほしいみたいな
ことで、延べ竿を使ったあゆ釣りの教室、あと延べ竿にルアーをつけた教室、あ
とキャスティングの教室みたいな形で進めていっているような状況です。質問に

答えると、増えているかどうかという数字まではちょっと把握していませんが、今そうやって遊漁者を新たに取り込もうとしているというような状況です。

田原委員：ありがとうございます。

天谷委員：竿釣とだけ書いてある漁協さんと、それから中部漁協なんかはただ友釣と書いていますが、竿釣がいろんなものを含むという意味で竹田川漁協さんはルアーとなっていると思いますけれども、さっきおっしゃられたルアーも友釣だというのはちょっと違うかなと思います。友釣は日本の伝統だと思うので、この言葉はやっぱり守っていったほうが、友釣という釣りがあるというのもあゆ釣りの場合は残していかないといけないと思うので。そうするとルアーは竿釣の一部であり、ルアーはルアーかなというふうになってくるかなと私は思います。

事務局：友釣と書いた場合に、友釣のタックルで、疑似のおとりがありますよね。それを使った場合、それは友釣かというのは……。

天谷委員：生きてなかったらルアーではないですか。

事務局：生きてなかったら。

天谷委員：生きてなかったらルアーだという。おとあゆ、それは生きているか生きていないかで判断。

事務局：実際友釣としか書いていなくて、おとり、ここではおとりルアーと呼びますけど、おとりルアーを認めているというところもありますので、逆にここでルアーと書いてないのに使うと違反しているみたいな話になってくるので、その辺も併せて整理していきたいということになります。

天谷委員：何かおとり屋さんはどういうふうに思ってるのかなという懸念がありますけど。

原田会長：まあどっちにしたって、これは来年の6月の開始までに大体各漁協に出して、それを漁協で統一してもらって、遊漁規則でやるということ。恐らく問題の起こるところもできてくると思います。友釣をしているところへルアーでこう横へやられると、それはやっぱり九頭竜なんかは特に、恐らくそんな真ん中でルアー釣りをやられるとトラブルになりそうですね。だから漁協でやっぱり取りまとめてもらう必要がある。

竹原委員：要はルアーの場合はルアーがいいだけであって、針がどれだけの長さとかそういう基準がないわけやね。中部の場合は現在でもルアーは認めている。その代わり針の長さもみんな規定がされています。友釣のやり方と同じです。

原田会長：だからこれ、3本も4本もすると、ころがし釣りになるのではないのか。

竹原委員：ええ。今、ルアーで許可すると、針をころがしの針みたいに10本もつけて引っかけるとな釣り方が出てくるわけ。それされると困るわけですね。ほんで普通の規定のある針を10センチまで、そういった友釣のやり方ですることに対し

ては迷惑ではないです。その中の内規というか、そういうものをきちっと決めなくてはいけないとは思いますが。

原田会長：それをやっぱり決めないとあかんわ、徹底して。

竹原委員：それは各漁協で決めていただければとは思いますが。釣り方とかは。今、竹田川漁協も、ルアーを認めてもリールを本当に認めているのか認めていないのか。ルアーは良いと書いてあるけど、リールは書いてないわけです。ルアーとなったらリールはどうなのかとはなりますので。

原田会長：竹田川は、溪流みたいな河川やでな。

橋本委員：竹田川はすごく規模が小さいので、何かリールをつけて飛距離を出してという形の釣り方はあまりないかなと個人的には思います。多分ほかの、もちろん九頭竜さんとかだと十分リールを使ってという形ができると思うので、川の規模によっても変わってくると思うので。

竹原委員：まあほとんど竹田はリールですと思えないですよ。

橋本委員：そうですね。リールなしでいけると思う川幅なので。

竹原委員：竹田はこのタックルでない？

原田会長：これ竹田川は何が認められているの。

事務局：竹田川はこういうのでオーケーということです。リールつきで。

原田会長：3本針で。

事務局：はい。

原田会長：これは長さが決まるとるわけでしょう。

事務局：これは特に決めてはいないので。やっぱり言われるように。でも竹田川でコロ釣りってあまり聞かないで。よう引ききらんと思えますけど。

天谷委員：竹田川って、龍ヶ鼻ダムも入れてでしょう。

事務局：入っています。

天谷委員：だから龍ヶ鼻ダムでもやっている状況じゃないですか、ルアー釣り。

事務局：これ河川ですよ。河川であゆを対象に……。

事務局：最近こういう釣り方が出てきているということ。京都でしたか、積極的に今取り込んで誘客しているのは。

竹原委員：最近というと、前から疑似餌の場合、ルアーの場合はこうやっていますよ。

事務局：そうですね。友釣用の9メートルとかの竿でこういった、こんなルアーっぽくなくて、本当にあゆっぽい形のやつを昔は使って。

竹原委員：20年も30年も前からやっていますよ、こういう釣り方は。だからリールだったら迷惑するからそれはやめてくれという形。

田原委員：岐阜県なんかは、今年始まったところはゾーニングでしたね。区間設定して、そこだけでやるというような組合がありますね。

事務局：アンケートの際はその区間を区切るとか、そういったのも記載していただけるような形を考えたいと思います。どちらにしても、こちらからルアーを認める、リールも認めるという話ではなくて、組合さんが思っているやり方が、こういう書き方が遊漁者に伝わるのではないかというのを提案していきたいということになります。

原田会長：各漁協に聞いて、来年まとめていただくということで。

ほかにありませんか。

ないようですと、時間も大分たちましたので、これで報告事項を終わりたいと思います。

・その他

原田会長：次、事務局のほうから何かありましたらお願いします。

事務局：それでは、その他としまして事務局から1つあります。

今回、全内漁管連のほうから、原田会長、橋本委員、そして御欠席の坂口委員、冨田委員の4名におかれまして、内水面漁場管理委員会の勤続10年を超えた委員として、令和4年度に委員一般表彰を受賞されております。長きにわたり本県の内水面漁場管理委員会の御尽力に感謝申し上げます。全国内水面漁場管理委員会連合会より賞状と記念品をお預かりしておりますので、お渡ししたいと思います。

事務局：本来ですと内水面漁場管理委員会、全内漁連からなので会長からお渡しいただきたいと思ったのですが、代わりにお渡ししたいと思います。

では、表彰状。

福井県内水面漁場管理委員会、原田進男様。

あなたは内水面漁場管理委員会委員として十余年にわたり重責を担われ、適正な漁業管理の推進に尽力されました。その功績は誠に顕著であります。よってここに表彰いたします。

令和5年5月26日、全国内水面漁場管理委員会連合会会長、藤田利昭。

ありがとうございます。

(拍手)

事務局：表彰状。

福井県内水面漁場管理委員会、橋本恵美様。

あなたは内水面漁場管理委員会委員として十余年にわたり重責を担われ、適正な漁業管理の推進に尽力されました。その功績は誠に顕著であります。よってここに表彰いたします。

令和5年5月26日、全国内水面漁場管理委員会連合会会長、藤田利昭。

(拍手)

事務局 : また引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

原田会長 : それでは、長い間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

本日の委員会をこれで終了いたします。

御苦労さまでございました。

事務局 : ありがとうございました。